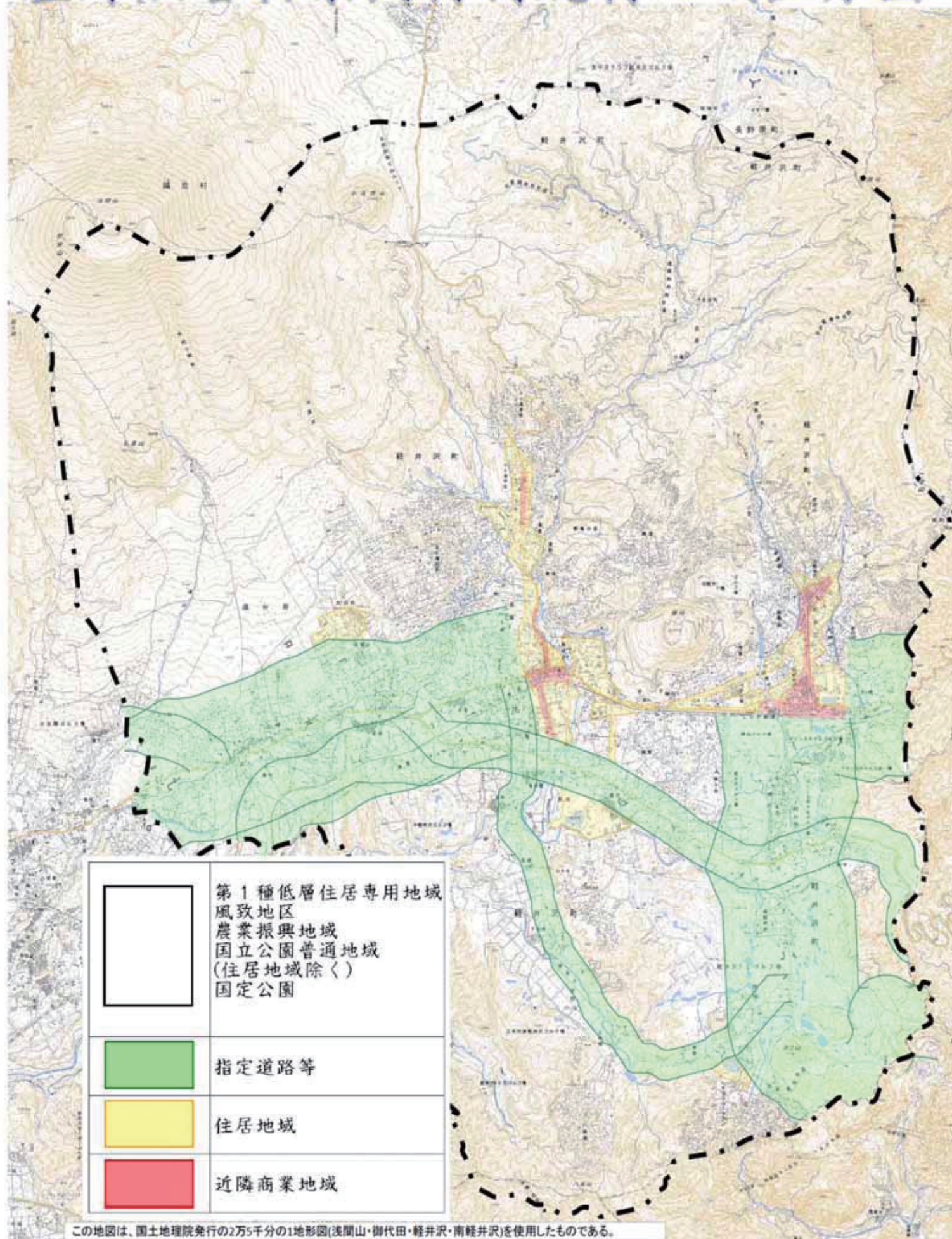

軽井沢町で看板を出すときのきまり

軽井沢町地域整備課







屋外広告物条例特別規制地域区分図







この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(浅間山・御代田・軽井沢・南軽井沢)を使用したものである。

目次



申請の前に… ～看板の基礎知識～


-  看板（広告物）とは・・・ ⇒ 2 P
-  知っておこう!!! 軽井沢町のきまり ⇒ 3 P
-  看板（広告物）を出すためのきまり ⇒ 4 P
-  自然保護対策要綱における広告物の基準の上乗せ ⇒ 5 P

申請しよう! ～許可申請の方法～

-  許可申請の手続きの流れ ⇒ 6 P
-  許可の内容と許可手数料 ⇒ 7 P
-  規制図の白色と緑色の地域における看板のきまり ⇒ 8 P
-  規制図の黄色と赤色の地域における看板のきまり ⇒ 10 P

設置したあとは… ～更新・廃止・点検～

-  こんな時は届出を（更新・廃止） ⇒ 12 P
-  安全点検報告をお忘れなく! ⇒ 13 P

-  その他 ⇒ 14 P

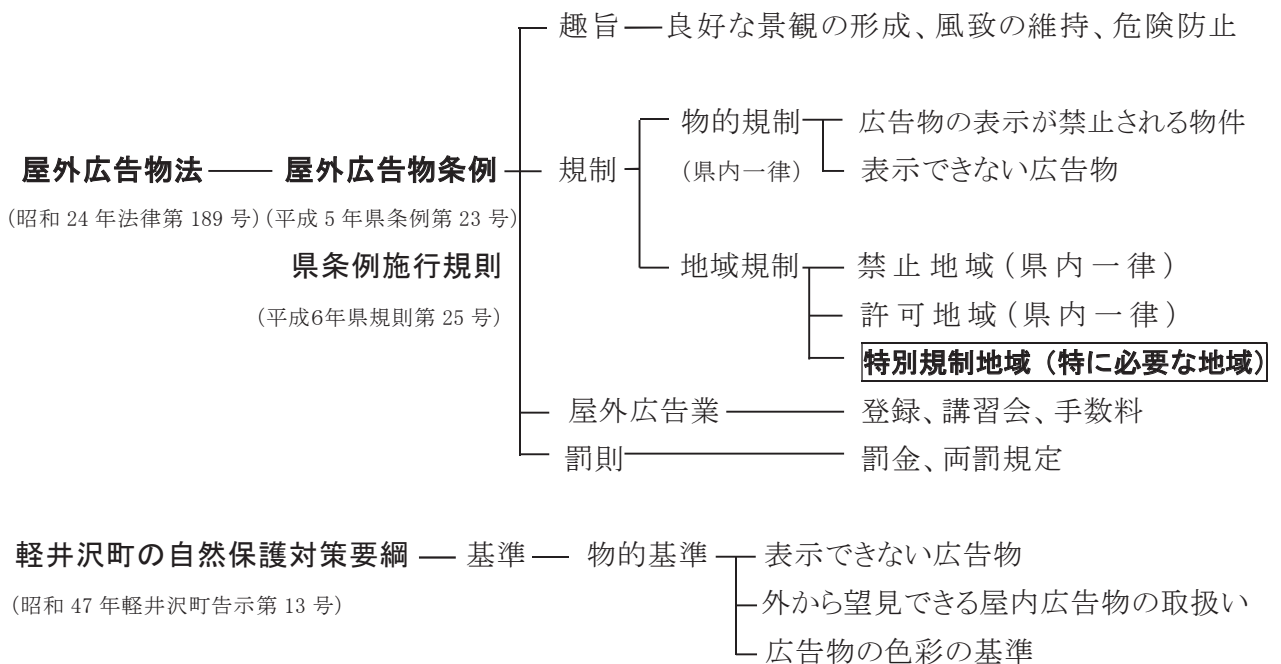
看板（広告物）とは・・・

看板（広告物）とは・・・

一般的に次の4つの要件すべてを満たすものを屋外広告物と定義しています。

1. 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
2. 屋外で表示されるものであること
3. 公衆に表示されるものであること
4. 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類する物であること

広告物に係る制度の概要



知っておこう!!! 軽井沢町のきまり

設置をする前に・・・

周辺の景観や交通安全に支障をおよぼすため、町内全域で設置できない看板（広告物）があります。

- (1) 看板（広告物）の字や絵が電気などで光って動くもの（動光）や、電球で点滅するようなものは置くことができません。また高輝度照明、ネオンなどや夜光性・反射性のある素材も使用できません。
- (2) 建物の屋上や屋根には看板（広告物）を設置できません。
- (3) のぼり旗や移動式の看板（広告物）は設置できません。

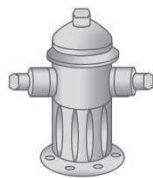


広告物の表示が禁止される場所（物件）

次に掲げる物件には、広告物を設けることができません。



橋



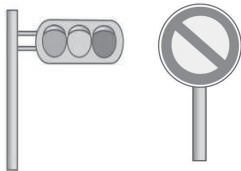
消火栓



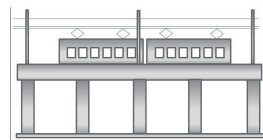
街路樹など



電話BOX



信号機や交通標識



高架構造物



ガードレールなど



カーブミラー



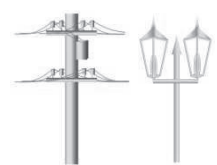
貯水槽など



擁壁
銅像など



送電塔



電柱
街路灯柱

※ただし、公職選挙法等の規定に基づく選挙運動のためのものや、法令で義務づけられたものは、例外的に認められています。

看板(広告物)を出すためのきまり

 看板(広告物)を出すためには、町の許可が必要です。

軽井沢町は、長野県の屋外広告物条例第9条の規定により、平成6年(1994年)7月1日から**広告物の特別規制地域に指定**されています。

特別規制地域とは、県下一律の基準により看板(広告物)を規制するのではなく、地域の特性を生かした良好な景観の形成や風致の維持を図るため、県が特に必要な地域を指定し、地域毎の基準を設けて、看板(広告物)の規制をするものです。

このため、**軽井沢町内で看板(広告物)を出すためには、原則として、町の許可を得る必要があります。**(県条例に基づく許可は、県から委任された町が行っています。)

なお、特別規制地域に指定された際に既に設置してあった広告物についても、町の許可を得たもの以外は、平成12年(2000年)7月1日以降は引き続き設置しておくことができないこととされています。

許可がいない看板(広告物)

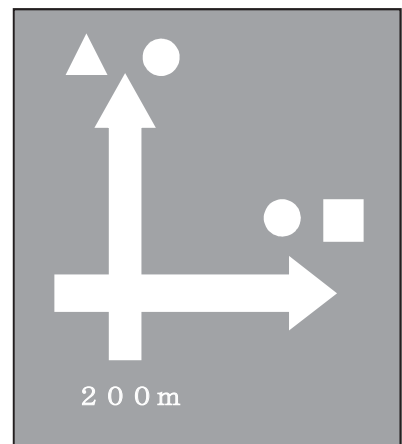
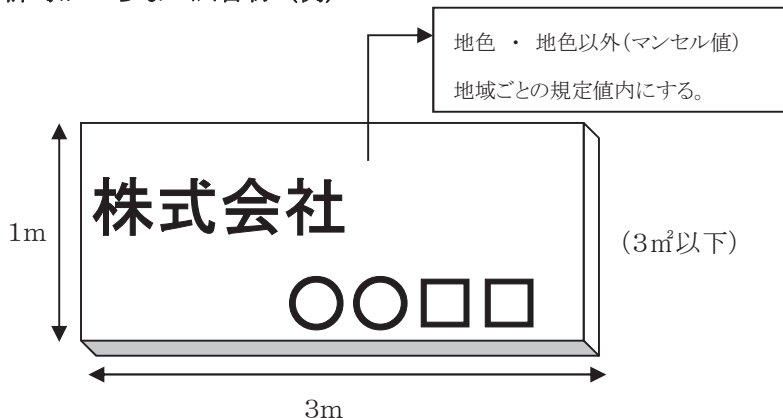
次に掲げるものは、許可は不要です。

- (1) 国、県又は町が設置するもので、公益上必要と認められるもの
- (2) 公職選挙法に基づく選挙運動のためのもの
- (3) お店や会社が建っている場所に、そのお店や会社のために設置するもので、敷地内の全ての広告物の面積の合計が3㎡以下のもの
- (4) 地区のお祭りなどで、毎年恒例の行事の案内をするもの
- (5) 交通安全などのための危険防止のためのもの
- (6) 町で配布している別荘等のための案内表示板

*上記以外の広告物は、すべて許可が必要となります。

また地域ごとに、看板の形態や色彩などの基準がありますので、申請書を提出する前に、あらかじめ、地域整備課にご相談ください。

許可がいない広告物(例)



案内標識(例)

注：お店や会社の看板(広告物)を、そのお店や会社の建物が建っていない敷地に設置するときはすべて許可が必要です。

自然保護対策要綱における広告物の基準の上乗せ

基準の対象となる広告物

窓ガラスの内側に直接描かれているものや貼られているもの、あるいは窓に近接した位置に固定して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に向け表示される屋内広告物が周囲の環境や景観に与える影響は、屋外広告物と変わらないため、軽井沢町の自然保護対策要綱では、これらを基準の対象として取り扱うこととしています。

軽井沢町内で設置できない広告物

平成19年8月1日以降、軽井沢町内では、次に掲げる広告物を設置することはできません。

- (1) 屋上に設置するもの
- (2) 屋根に表示するもの
- (3) のぼり旗や移動式の広告物
- (4) 動光、ネオン、高輝度照明

平成19年7月31日までに町の許可を得て設置されたものについても、できるだけ早い時期に撤去してください。

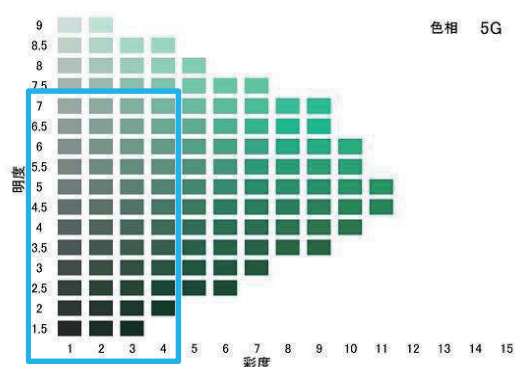
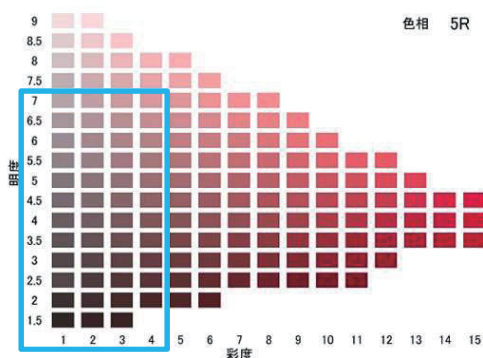
色彩の基準

要綱の適用の区分ごとに、次のとおりとしています。(※)

区 分	保養地域	商業地域	居住地域	緩衝地域	集落形成地域
地 色	明度7以下・彩度4以下	原則彩度4以下	彩度4以下	明度7以下・彩度4以下	明度7以下・彩度4以下
地色以外	彩度6以下	彩度8以下	彩度6以下	彩度6以下	彩度6以下

○ 明度とは明るさのことを言い、彩度とは色の鮮やかさを言います。

マンセル色票の一例(※なお、印刷物のため実際の色とは異なる場合があります。色見本等によりご確認ください。)

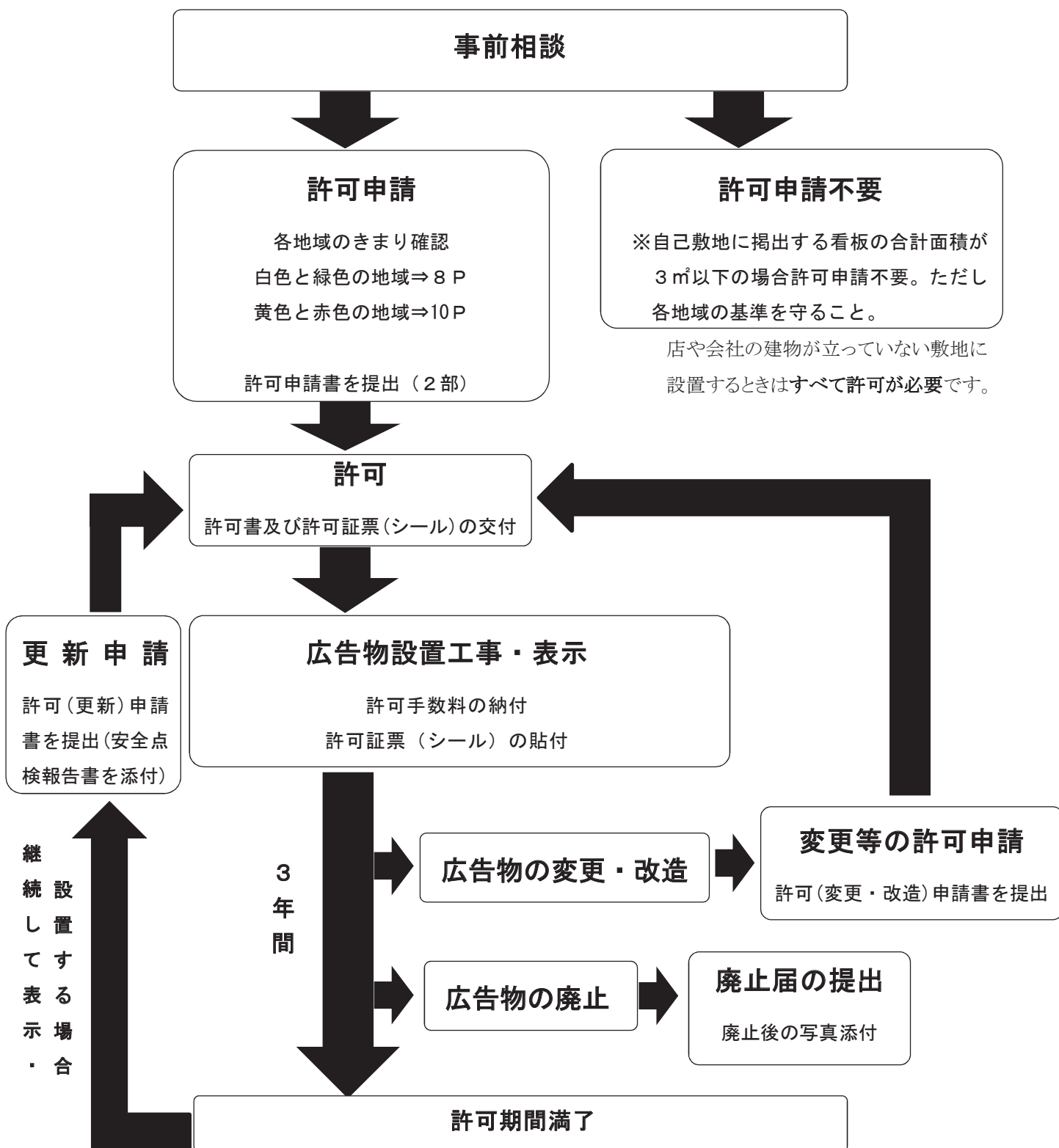


色彩の基準は、許可の必要の有無に関わらず適用されます。

許可申請の手続きの流れ



許可申請の手続き



屋外広告物を表示・設置・改造する際は、長野県屋外広告業の登録を受けている事業者にご依頼してください。

※ 許可書とともに、許可を受けた看板（屋外広告物）であることを証明する許可証票（シール）を交付しますので、許可を受けた看板の見やすい場所に、必ず貼付してください。

許可の内容と許可手数料

許可の内容

- (1) 町の許可を得て設置した看板（広告物）は、**許可の日から最長3年間設置することができます。**
 - (2) **3年を超えて設置する場合は、許可の更新手続きが必要**となります。
 - (3) 許可の更新手続きの際は、**点検結果の報告書が必要**となります。
 - (4) 看板の設置・更新・改造の許可にあたっては、**許可手数料が必要**となります。
 - (5) 許可申請の際の看板（広告物）の面積は、**看板の表面と裏面の両方に書かれている場合には、表面と裏面の合計面積が、その看板の面積**になります。
 - (6) 看板（広告物）の申請をしていただく場合には、大きさや色使いなどについて**必要最小限のものとしていただく**ようをお願いしています。
- 許可の申請に関する書類は、その後の更新・改造・廃止を行う際の参考となりますので、大切に保管するようにしてください。

許可手数料

看板（広告物）の種別・表示面積ごとの許可手数料

看板（広告物）の種別	表示面積	手数料の額 （1基あたり）
広告板類、広告塔類、広告幕類、 立看板類、アーチ類	2㎡未満	800円
	2㎡以上5㎡未満	1,300円
	5㎡以上10㎡未満	2,100円
	10㎡以上15㎡以下	4,100円
特殊装置（電光式、イルミネーション等）	5㎡未満	1,500円
	5㎡以上10㎡未満	2,300円
	10㎡以上15㎡以下	4,500円

規制図の白色と緑色の地域における看板のきまり

設置できる看板(広告物)

この地域では、原則として、「お店や会社の建物が建っている敷地の中に、その建物に関する看板(自己用広告物)を出すもの」のみ設置できます。

ただし、お店や会社が建っている敷地が道路から奥まった場所にあるときには、町の許可を得て、1㎡以内の案内看板をお店や会社が建っている敷地以外の場所に出すことができます。

許可申請が必要なもの

- (1) お店や会社の建物が建っている敷地の中に、その建物に関する看板(自己用広告物)を出すとき

⇒ 敷地内の広告物の面積の合計が3㎡を超える場合は、許可が必要です。

※ 新たに設置しようとする看板の面積を加算することにより、敷地内の広告物の面積の合計が、初めて3㎡を超えるときは、既設の看板(広告物)を含め、すべてのものについて、許可が必要となります。

- (2) お店や会社が建っている敷地が道路から奥まった場所にあり、1㎡以内の案内看板をお店や会社が建っている敷地以外の場所に出すとき

⇒ すべて許可が必要です。

※ 自己所有地以外の場所に出す場合には、事前に土地所有者の同意・承諾を得る必要があります。

※ 自己所有地であっても建物の「建築中」と表示する広告物等は案内看板とみなすため、許可が必要となります。

看板(広告物)の設置のしかた

お店や会社の建物が建っている敷地の中に、その建物に関する看板(自己用広告物)を出す場合は、次のきまりがあります。

共通のきまり

- (1) その敷地内にある「屋外に設ける全ての看板(広告物)」と「屋内から屋外に向けて設ける全ての看板(広告物)」の面積の合計を10㎡以下とするとともに、道路と敷地の境界線から1m以上後退しなければなりません。この場合、面積の合計が10㎡までであれば、枚数の制限はありませんが、美しい軽井沢町の風景を守るため、看板(広告物)の枚数や面積は必要最小限となるようにしなければなりません。

※ 看板(広告物)の面積の合計が3㎡を超える場合には、設置する前に町の許可を得なければなりません。

- (2) 看板(広告物)の色は、豊かな自然と調和した美しい軽井沢町の風景と調和するものとするため、軽井沢町の自然保護対策要綱の適用の区分毎に次のとおりとしなければなりません。

区 分	保養地域	緩衝地域	集落形成地域	商業地域	居住地域
				(指定道路接続地域)	
地 色	明度 7 以下 (無彩色は除く)・彩度 4 以下			保養地域等に準ずる	
地色以外	彩度 6 以下			保養地域等に準ずる	

- ※ C I カラー (コーポレートカラー) や企業ロゴについての特例はありません。
- ※ 地色とは、看板(広告物)の面ごとに、その面の中で一番多くの面積を占める色をいいます。
- ※ 明度とは、色の明るさを、黒を 0、白を 10 として段階的に示す指標で、大きいほど明るい色となります。
- ※ 彩度とは、色の鮮やかさを、白や黒を 0 とし、最も鮮やかな赤を 14 とするなど段階的に示す指標です。大きいほど鮮やかな色となります。
- ※ 上記の基準は、許可の必要の有無に関わらず適用されます。

建物の壁につける(書く)看板のきまり

建物の壁につける(書く)看板の面積は、壁の開口部に屋内から屋外に向けて設けである看板(広告物)との合計面積が、壁を真正面からみたときの面積(垂直投影面積)の 1/5 までの大きさでなければいけません。

建物の壁の横に取り付ける看板(袖看板)のきまり

- (1) 原則として、看板(広告物)は、道路と敷地の境界線から 1 m 以上後退しなければなりません。

やむを得ず、道路管理者の許可を得て道路上に設ける場合は、次のとおりとしなければなりません。

- ア 看板の下の端が、車道から 4.5m (歩道の場合は 2.5m) より高くなければいけません。
- イ 壁からの看板の出幅は 1.5m より小さくしなければなりません。
- ウ 道路上(歩道も含む)へ 1 m より多く突き出してはいけません。

※ 道路の管理者の許可を得るためには、看板(広告物)の許可申請とは別に、道路占用許可申請が必要となります。

- (2) 看板(広告物)は、壁よりも上に突き出してはいけません。

地面に置く看板などのきまり

- (1) 原則として、看板(広告物)は、道路と敷地の境界線から 1 m 以上後退しなければなりません。
- (2) 看板の高さは、10 m 以下でなければいけません。
- (3) いろいろなお知らせをするために設置する掲示板などは、掲示されるものが風で飛ばないようにしなければいけません。

規制図の黄色と赤色の地域における看板のきまり

許可申請が必要なもの

(1) お店や会社の建物が建っている敷地の中に、その建物に係る看板(自己用広告物)を出すとき

⇒ 敷地内の広告物の面積の合計が3㎡を超える場合は、許可が必要です。

※ 新たに設置しようとする看板の面積を加算することにより、敷地内の広告物の面積の合計が、初めて3㎡を超えるときは、既存の看板を含め、すべてのものが許可の対象となります。

(2) お店や会社の看板(広告物)を、そのお店や会社の建物が建っていない敷地に出すとき

⇒ すべて許可が必要です。

※ 自己所有地以外の場所に出す場合には、事前に土地所有者の同意・承諾を得る必要があります。

看板(広告物)の設置のしかた

共通のきまり

(1) 道路と敷地の境界線から1m以上後退する(黄色の地域)とともに、美しい軽井沢町の風景を守るため、看板(広告物)の枚数や面積は必要最小限となるようにしなければなりません。

(2) 看板(広告物)の色は、豊かな自然と調和した美しい軽井沢町の風景と調和するものとするため、地域の区分毎に次のとおりとしなければなりません。

区 分	黄色の地域	赤色の地域
地 色	彩度4以下	原則彩度4以下
地 色 以 外	彩度6以下	彩度8以下

※ CIカラー(コーポレートカラー)や企業ロゴについての特例はありません。

※ 地色とは、看板(広告物)の面ごとに、その面の中で一番多くの面積を占める色をいいます。

※ 彩度とは、色の鮮やかさを、白や黒を0とし、最も鮮やかな赤を14とするなど段階的に示す指標です。大きいほど鮮やかな色となります。

※ 上記の基準は、許可の必要の有無に関わらず適用されます。

建物の壁につける(書く)看板のきまり

建物の壁につける(書く)看板は、次のすべての条件を満たさなければいけません。

- ア 店舗や会社の建物が建っている敷地の中で、その建物に関する壁面看板を出すときは、**1事業者あたり全体で最大20㎡以下**でなければいけません。
- イ **1つの壁面***の**1/5以下**でなければいけません。
- ウ **設置看板1基あたりの面積は10㎡以下**でなければいけません。

※「1つの壁面」とは、建物の壁を真正面からみたときの状況(垂直投影)をいいます。

建物の壁の横に取り付ける看板(袖看板)のきまり

- (1) 原則として、看板(広告物)は、**道路と敷地の境界線から1m以上後退**しなければなりません。

やむを得ず、道路管理者の許可を得て道路上に設ける場合は、次のとおりとしなければなりません。

- ア 看板の下の端が、車道から4.5m(歩道の場合は2.5m)より高くなければいけません。
- イ 壁からの看板の出幅は1.5mより小さくしなければなりません。
- ウ 道路上(歩道も含む)へ1mより多く突き出してはいけません。

※ 道路の管理者の許可を得るためには、看板(広告物)の許可申請とは別に、道路占用許可申請が必要となります。

- (2) 看板(広告物)は、**壁よりも上に突き出してはいけません**。
- (3) **敷地内に設ける袖看板の面積の合計は、10㎡以下**でなければいけません。

地面に置く看板などのきまり

- (1) 原則として、看板(広告物)は、**道路と敷地の境界線から1m以上後退**しなければなりません。
- (2) **敷地内に設ける地面に置く看板の面積の合計は、10㎡以下**でなければいけません。
- (3) **看板の高さは、10m以下**でなければいけません。
- (4) いろいろなお知らせをするために設置する掲示板などは、**掲示されるものが風で飛ばないように**しなければいけません。

こんな時は届出を（更新・廃止）

許可期間を超えて表示を継続するとき

許可期間の3年を超えて設けておく場合は、許可の更新手続（更新許可）が必要となります。前回許可期限満了日の10日前を目安に、下記書類を提出し手続きを行ってください。

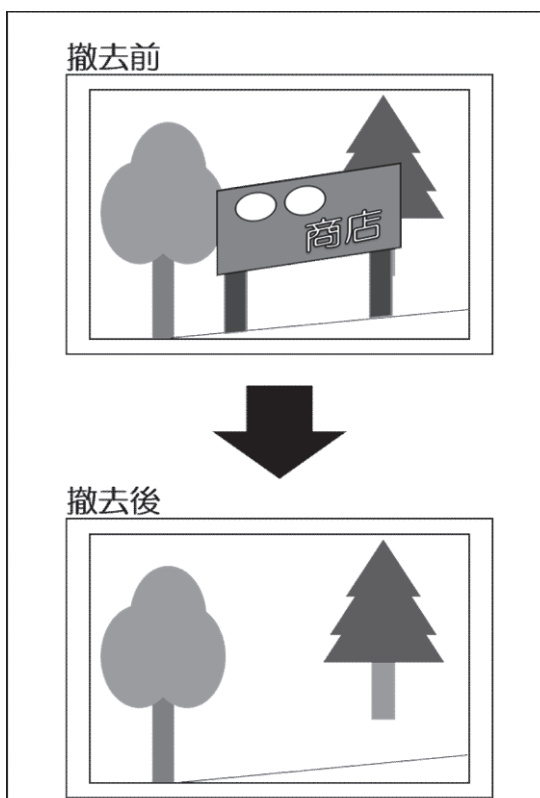
- ① 許可更新申請書 : 2部（1部コピー可）
- ② 案内図（地図） : 2部（1部コピー可）
- ③ 看板の現況カラー写真（デジタルカメラ画像可） : 2部（1部コピー可）
- ④ 広告物安全点検報告書 : 2部（1部コピー可）

※安全点検は、許可期限満了日の60日以内に実施する必要があります。

広告物を廃止するとき

既存の広告物を撤去する場合には、撤去完了後、廃止届に撤去前・撤去後の写真それぞれを添付し速やかに提出してください。美しい景観を維持するため、不要となった看板の撤去にご協力をお願いします。

廃止届	
	○年○月○日
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____



安全点検報告をお忘れなく！

広告物の点検は義務です

長野県の屋外広告物条例により、広告物の点検は義務となっています。広告物を表示・設置したとき、又は改造した時及びその後3年以内ごとに点検を行う必要があります。点検の方法や頻度については、以下のとおりです（『長野県屋外広告物安全管理指針』より）。

▼点検の対象となる広告物▼

はり紙、はり札、壁面に描かれたもの又は法令により表示・設置義務のあるものを除く、すべての屋外広告物。

点検の時期および点検の方法								
点検時期	表示 ・新設 ・改造時	災害時等 ※	経過年数					16年目 以降 1年ごと
			3年目	6年目	9年目	12年目	15年目	
点検方法	標準点検	目視点検	目視点検	標準点検	標準点検	標準点検	標準点検	標準点検
		上記点検では安全性の判断ができない場合は、標準点検又は詳細点検を実施。			上記点検では安全性の判断ができない場合は、詳細点検を実施。			

※突風、降雪、台風、地震等の災害が予測されもしくは発生した場合にあって、広告物等の安全性への影響があると認められる時。

点検の種類と概要	
目視点検	目視による点検を行うこと。この場合、通常立入可能な場所からできる限り対象物に近づき、実効性のある点検を行うものとする。
標準点検	おおむね60センチメートルに近づいての目視、触診、打音その他により点検を行うこと。この場合、外部だけでなく外装材を外しての内部点検も行うものとする。
詳細点検	測定器具を用い広告物等を構成する部材について詳細な計測や検査を行うこと。この場合、広告物等の種類に応じ必要な点検箇所について寸法等の測定及び強度等の試験等を行うものとする。

そ の 他

照明を用いた広告物の取扱いについて

軽井沢町では、自然環境の保全等のため、動光・ネオン・高輝度照明は設置できません。また、上方漏れ光が発生しやすい内照式広告物は避け、外照式の場合も上方照射を避けるなどの工夫が必要です。

広告照明については、環境省が定めた光害対策ガイドライン（令和3年3月改訂）や国際照明委員会が策定したCIE150「屋外照明設備による障害光規制ガイド」等に沿って、適切に対応していただくこととしており、その適用にあたって、軽井沢町の自然保護対策要綱の適用の区分ごとの、対応する照明環境の区分等の目安は次のとおりです。

また、道路標識の夜間視認性について独立行政法人土木研究所の実験データがあり、道路標識に比べて公益性が低い一般の広告物については、その最適値の下限以下に留めることが望ましいものと考えられます。

要綱の適用の区分	保養地域	緩衝地域	商業地域	居住地域	集落形成地域
CIEの環境区域	自然（E1）		地方（E2）		
CIEの看板輝度許容最大値	50cd/m ²		400cd/m ²		
道路標識の最低白色輝度	10～20cd/m ²		20～35cd/m ²	10～20cd/m ²	
道路標識の最適白色輝度	40～85cd/m ²		85～150cd/m ²	40～85cd/m ²	

「軽井沢駅前地区計画」について

軽井沢駅前には、「軽井沢駅前地区計画」の対象区域があり、屋外広告物に関する特別なきまりがありますので、ご注意ください。地区計画の詳細については、地域整備課までお問い合わせください。

追分地区の集落内には、宿場町の風情を守るための「追分宿景観形成住民協定」が締結され、建物や看板について独自のきまりを設けている区域がありますので、協定の区域内で看板(広告物)を計画しているときは、追分区長にも事前に協議をしてください。

「町で配布している別荘等のための案内表示板」について

別荘を所有されている皆さんや、町に住んでいる皆さんが自分の家を他の人に案内するために設置する看板は、町の良好な景観を守るため仕様が決められています。

「幅が12cm、上の辺が45cm、下の辺が50cmの矢じるし形の板」へ「焦げ茶色の地に白文字」で書いたものを使ってください。この仕様に沿った案内板を地域整備課の窓口で無料配布していますので、ご自身でお名前などを書き入れてご利用ください。

なお、設置にあたっては、自己敷地内ではなく、道路の分岐点などに設置されている案内表示板取り付け用の支柱へ設置してください。



規制の対象とならない看板

軽井沢町の中で有名な場所や公民館など、皆が利用する場所への案内看板(公共のお知らせ看板)は「たての長さが55cm」、「よこの長さが180cm」の大きさで、表と裏の看板の地色が白、字は紺色と決まっています。

取りつける場所は高さ5mまでとし、1つの場所や1つの建物に案内看板2枚までとなっています。

コーポレートカラーの変更例

色の変更



明度及び彩度の低下



軽井沢町で看板を出すときのきまり

(令和8年4月1日改訂)

〒389-0192

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

軽井沢町地域整備課

電話（直通） 0267-45-8582

ファクシミリ 0267-46-3165

電子メール chiikiseibi@town.karuizawa.nagano.jp

ホームページ <https://www.town.karuizawa.lg.jp/>